

第2章 学校施設の目指すべき姿

学校施設の目指すべき姿として、本市の最上位計画となる「第2次宇陀市総合計画」及び学校施設に係る「宇陀市教育大綱」を以下に整理します。

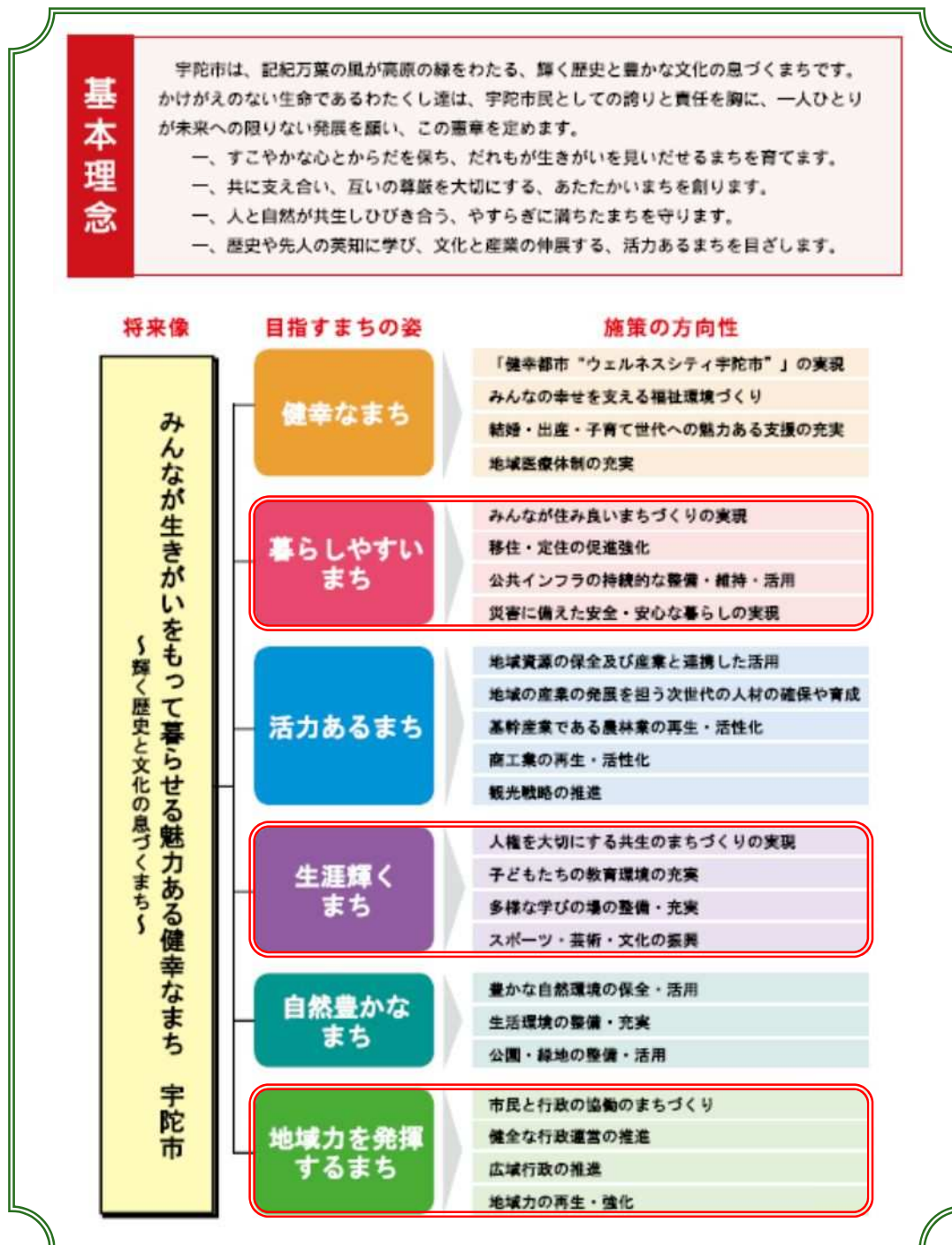


図 第2次宇陀市総合計画「基本構想の体系」

出典：第2次宇陀市総合計画（平成31年3月策定）

I 教育の基本理念

宇陀市は、市民憲章がうたう、輝く歴史と豊かな文化の息づくまちです。

私たちは、郷土に誇りをもち、自己の可能性を追求し、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい地域社会の実現を目指します。そのために、日本国憲法や教育基本法に基づき、学ぶ権利の保障を第一に考え、宇陀市の教育を推進する大綱を定めます。

II 基本目標



社会人としてよりよく
「生きる力」を育てよう
～ 学校でのひとづくり ～

「確かな学力・豊かな人間性・健やかな心身」を基本に、時代の変化の中で社会を生きぬく力、地域の歴史や文化を継承し、豊かな自然や他者を思いやる心、自己実現に向けてチャレンジする力を育む『総合的な教育力』の向上を目指します

また、誰もが楽しく学べるように、教育環境の中長期的な展望を描きつつ、健やかな「宇陀っ子」の夢づくりを支援します。



地域全体で
子どもを見守ろう
～ 地域でのひとづくり ～

宇陀市の豊かな教育資源を生かしながら、学校・家庭・地域のつながりや教育力の高揚と連携の強化を図り、市民みんながつながって子どもも大人も自他の尊厳を尊重し、誰一人取り残さない（leave no one behind）地域社会づくりを目指します。



家庭の豊かな
教育力を育もう
～ 家庭教育でのひとづくり ～

家庭は、「生きがいをもち、未来社会には

ばたくための基盤となる場」です。子育て、家庭教育の充実、就学相談等情報提供の活性化や支援のネットワークづくりを進め、家庭の教育力の向上を支援します。



「郷土」を誇り、
人権文化を創造しよう
～ つながりづくり・生きがいづくり ～

市民の誰もが、郷土の歴史や伝統文化

市民の誰もが、郷土の歴史や伝統文化に親しみ、生涯にわたって学び、自他ともに学びあい、支えあい、協働できるインクルーシブ社会（誰もが地域の一員として分け隔てなく生活することができる社会）の実現に向けた生涯学習の環境づくりを目指します。

図：宇陀市教育大綱「教育の基本理念・基本目標」

出典：宇陀市教育大綱（令和3年3月）

Ⅲ 基本方針

1 社会人としてよりよく「生きる力」を育てよう

- ①学ぶ意欲の向上と家庭学習の習慣化及び教職員の資質・能力の向上
- ②一人一人を大切にする豊かな人権感覚をもつ子どもの育成
- ③健やかな心身と安全な生活を保持増進できる子どもの育成
- ④夢に向かって粘り強く挑戦し続ける子どもの育成
- ⑤情報活用能力を備えた国際感覚豊かな子どもの育成
- ⑥いじめや不登校等に対する支援の充実
- ⑦時代の変化に対応した最適な教育環境の充実



2 家庭の豊かな教育力を育もう

- ⑧基本的な生活習慣と規範意識の定着への支援
- ⑨自尊感情や自己肯定感をもった子どもの育成
- ⑩自他の命を大切にする 思いやりの心をもった子どもの育成
- ⑪親の子育てを支援する相談体制の充実
- ⑫就学前教育の充実と親の子育てや学びを支える環境づくり



3 地域全体で子どもを見守ろう

- ⑬宇陀の資源を生かした体験的な学習活動の推進
- ⑭主体的に地域に参画する子どもの育成
- ⑮地域のネットワークを活用した見守り体制の強化
- ⑯子どもが安心して過ごせる居場所づくりの充実
- ⑰保護者や地域と共にある学校づくりの推進



4 「郷土」を誇り、人権文化を創造しよう

- ⑱豊かな人権感覚を育む学びの支援
- ⑲一人一人の違いを尊重するインクルーシブ教育の推進
- ⑳市民や地域社会のニーズに応じた学習機会の充実
- ㉑生きる活力と喜びを与えるスポーツライフの推進
- ㉒郷土の文化を未来に継承、発展させる取組の推進
- ㉓宇陀のよさを次代へ継承、発展させる教育の推進



将来を担う子どもたちは、これからの社会を生きていくために、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心身」の3つの要素をバランスよく育む教育が求められています。

子どもたちが自らの可能性を広く伸ばすことができるよう、主体的に学び、活かしていくことができる知識や技能を身に付ける教育を推進し、子どもたちが安全・安心で、快適な環境のもとで教育を受けることができるように「第2次宇陀市総合計画」「宇陀市教育大綱」等を踏まえ、学校施設の目指すべき姿を以下に示します。

学校施設の目指すべき姿

1. 安全・安心な学校施設

- ①学校施設は、児童生徒の学習と生活の場であるとともに、地域コミュニティや災害時の防災拠点・避難所としての役割を果たす施設でもあるため、安全かつ安心な施設環境を確保します。
- ②児童生徒が安心して有意義な学校生活ができるよう、防犯対策や安全ガラスの採用などにより犯罪や事故を未然に防ぎます。
- ③構造部材のみならず非構造部材の耐震化を進め、照明器具の落下や什器類の転倒を防止するための措置を講じます。

2. 快適性が確保された学校施設

- ①近年の児童生徒の生活様式の変化等も踏まえ、トイレの洋式化、エアコンの整備など快適性を高めることによって、児童生徒が快適な学校生活を送ることができる環境を整備・維持します。
- ②障害の有無に関わらず安心して学校施設を利用できることを目指し、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を図ります。
- ③光・熱・音環境に優れた学校施設とすることで、児童や生徒が学習に集中できる環境を整備・維持します。
- ④教職員等の事務負担や施設等の維持管理にかかる負担を軽減できる施設にします。

3. 多様な教育・学習活動に適応した学校施設

- ①児童生徒の教科等に対する興味関心を喚起し、自発的に学習する主体性を養う空間を充実させます。
- ②調べ学習、習熟度別学習、複数の教員によるチームティーチングや少人数指導などの多様な学習集団・学習形態に対応しやすい空間を設けます。
- ③自らの地域や学校施設の歴史等を学習し伝統や文化に関する教育を行うための環境を整えるとともに、言語力やコミュニケーション能力を育成しやすい、グローバルな社会に向けた教育環境を充実させます。

- ④情報化の進展と普及に伴い、ＩＣＴ環境の一体的な整備を効率的に進めるとともに児童生徒の教育環境ニーズに応じて、少人数学習や特別支援教育に対応した施設を整備します。
- ⑤学校図書館の施設を充実させ、いつでもどこでも学べる環境を整えます。
- ⑥学校給食センターと連携しながら「食育」に関する学習を実施しやすい環境として、また、楽しい給食時間を過ごせる環境を整えます。
- ⑦様々な障害のある児童生徒や異なる文化の影響を受けた児童生徒、あるいは多様な価値観のある児童生徒が伸びやかに学習できる学校施設とします。
- ⑧グラウンド・屋内運動場などの施設を充実し、児童生徒の健全育成を推進するとともに生涯スポーツの振興に資する施設とします。

4. 環境に配慮した学校施設

- ① 高断熱材の採用などによる熱エネルギーの有効活用、ＬＥＤ照明などの省エネルギー化、並びに、自然の光や風などの自然エネルギーの有効活用など、環境に配慮した施設整備に積極的に取り組み、環境教育に活かします。

5. 地域の拠点としての学校施設

- ①生涯学習の場として学校を地域に開放するなど地域コミュニティの活性化に資することのできる施設とします。
- ②将来の児童生徒数に即しながら、社会情勢の変化に伴い、空き教室などをセミナールームや福祉施設等に転用するなど、柔軟な対応ができるように施設の維持・活用を図ります。
- ③地震、台風、豪雨等の災害発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所や避難所としての防災機能を有する施設とします。

【参考】ESDを通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成

文部科学省ではSDGsの目標4「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」の実現のために、ESD（持続可能な開発のための教育：Education for Sustainable Development）に向けた取り組みを行っています。

（文部科学省 HP ユネスコの活動（教育）より）

ESDを通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成

SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、
2030年を年限とする17の国際目標。



（詳細はこちら）JAPAN SDGs Action Platform <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

SDGsの目標4は、「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とする教育に特化したもので、10のターゲットから成っています。
このうち、ターゲット4.7では、以下のとおりESDも位置付けられています。

目標4 ターゲット4.7

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。